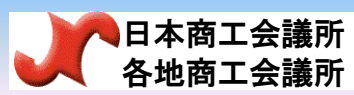


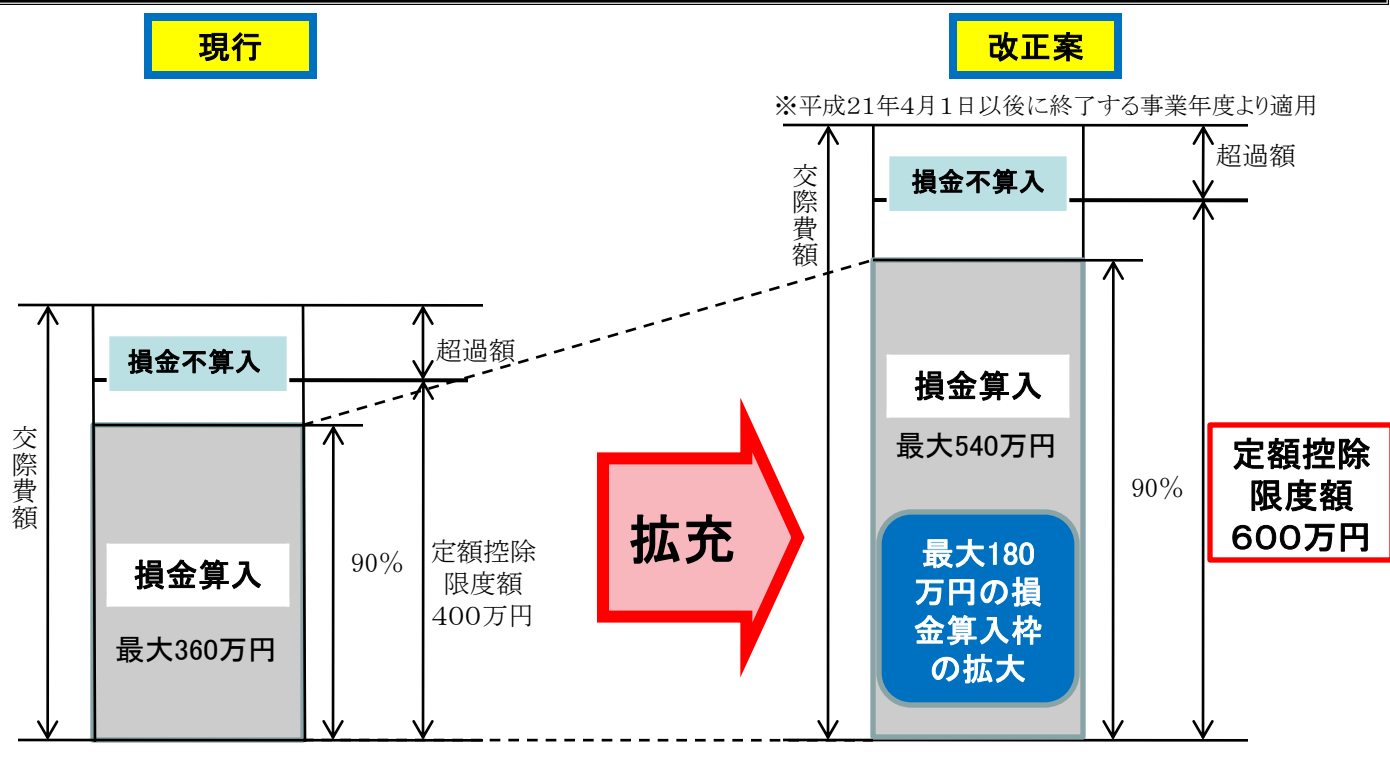
「経済危機対策」で拡充される税制等

～515商工会議所の要望がさらに実現～



1. 中小企業の交際費の損金算入特例の拡充 (定額控除額の引き上げ)

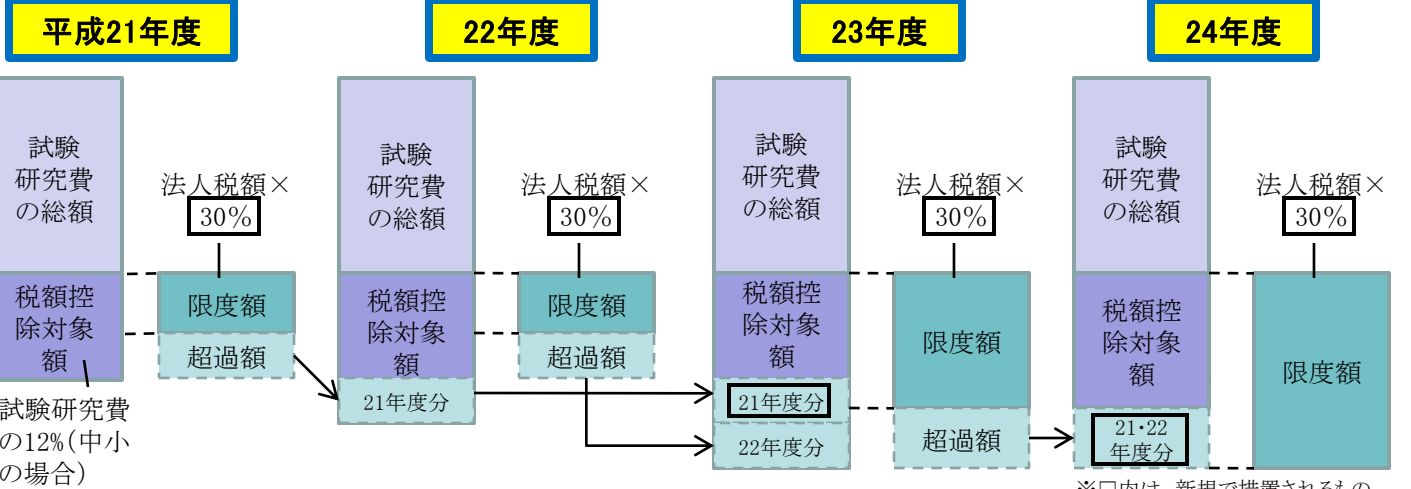
交際費の損金算入特例について、資本金1億円以下の法人(中小法人)に係る定額控除限度額が、400万円から「600万円」に引き上げられます。
 ※中小法人は現在、交際費額のうち、定額控除限度額に達するまでの90%部分が損金算入できます。



2. 研究開発税制 (試験研究費の総額に係る税額控除制度等) の時限的拡充

平成21年度・22年度の税額控除限度額が、法人税額の20%から「30%」に引き上げられます。また、税額控除限度額を超過した額の繰越期間が、1年から最長「3年」(24年度まで)に延長されます。

なお、この結果、平成21年度・22年度に発生した税額控除限度額を超過した額を23年度・24年度に活用する場合、23年度・24年度の税額控除限度額が「30%」となります。



3. 国内需要を喚起し、仕事と雇用の増大に資する政策

(1) 住宅取得のための時限的な贈与税の軽減 ※平成21年1月1日から2年間限定

20歳以上の者が直系尊属(実父母、実祖父母等)から居住用家屋の取得に充てるために金銭の贈与を受けた場合には、この期間を通じて500万円まで贈与税が別枠で非課税となります。この特例は、暦年課税(110万円)または相続時精算課税(住宅の場合:3,500万円)の従来の非課税枠と併用できます。

暦年課税の場合

現行

平成21~22年

住宅取得の場合
500万円を上積み

500万円
(住宅取得の場合)

計610万円まで
非課税

最大85万円の減税

暦年課税の基礎控除額

110万円

110万円

(2) 環境対応車(エコカー)への買換え等普及促進 ※平成21年4月10日に遡及適用

① 長期間使用した車の廃車を伴う新車購入補助(スクラップインセンティブ)

要件	普通乗用車	軽自動車	トラック・バスなど
車齢13年超車から「平成22年度燃費基準達成車」(新車)への買換え	25万円	12.5万円	40、80、180万円

※「燃費基準達成車」のラベル



② 新車購入補助(長期間使用した車の廃車を伴わないもの)

要件	普通乗用車	軽自動車	トラック・バスなど
☆☆☆☆ かつ「平成22年度燃費基準+15%以上達成車」(新車)の購入	10万円	5万円	20、40、90万円

※「燃費基準+15%達成車」のラベル



(注)「☆☆☆☆」は、平成17年排出ガス基準75%低減を達成した車

※平成21年4月1日より、環境対応車の自動車重量税・自動車取得税が減免中。

- ①次世代自動車(電気自動車・ハイブリッド車等): 免税 (減税額例:▲15万円等)
- ②平成22年度燃費基準+25%達成車: 75%軽減(▲11万円等)
- ③22年度燃費基準+15%・20%達成車: 50%軽減(▲8万円等)

※ラベルは環境省のホームページより引用

(3) グリーン家電(テレビ・エアコン・冷蔵庫)の普及加速(「エコポイント」の活用等)

○エコポイント制度: 省エネ家電製品を購入した際、価格の5%相当を「エコポイント」として、消費者に還元する制度。

※ラベルは財団法人省エネルギーセンターのホームページより引用

要件	エアコン	冷蔵庫	テレビ
☆☆☆☆以上の統一省エネラベルが貼られた製品の購入	5%相当	5%相当	5%相当+5% (地デジ対策)相当
さらに、リサイクル(買換)を伴う場合	リサイクル料金相当	リサイクル料金相当	リサイクル料金相当 (平均3%)



○その他税制改正の詳細は日商HPをご覧ください。
<http://www.jcci.or.jp/zeisei/index.html>

※本資料は、「経済危機対策」(平成21年4月10日。政府・与党)、「経済危機対策における税制上の措置」(平成21年4月9日。自由民主党・公明党)等を参考に作成。平成21年度補正予算案・同関連法案の成立後、本税制等が施行。